

平成23年10月

大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての滞在型健康施設ニューサンパレスむろと使用に関する協定書

大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての 滞在型健康施設ニューサンパレスむろと使用に関する協定書

大規模地震等の災害により、室戸警察署（以下「室戸署」という。）庁舎が倒壊する等して使用不能となった場合に、滞在型健康施設ニューサンパレスむろと（以下「ニューサンパレスむろと」という。）の一部を室戸署災害警備本部（以下「室戸署警備本部」という。）用施設として使用することに関しニューサンパレスむろと管理責任者・内田脳神経外科理事長（以下、「甲」という。）と室戸署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 この協定書は、大規模地震等の災害により、室戸署庁舎が使用不能になった場合（以下「緊急事態」という。）にニューサンパレスむろと施設の一部を乙が借用し、室戸署警備本部として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 緊急事態に関し、乙が使用するニューサンパレスむろと施設の一部とは、次に掲げる箇所とする。

- (1) 施設1階（玄関ロビーの一部を除く）及び大広間前（西側）の庭
- (2) 屋外駐車場約20台分（甲の指定する場所）

（使用期間）

第3条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から原則として1か月以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は緊急事態においてニューサンパレスむろと施設の一部を使用する場合には、別添「ニューサンパレスむろと使用許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、事前に提出できない場合は、事後速やかに提出するものとする。

（使用期間延長の手続）

第5条 使用期間の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料金等）

第6条 ニューサンパレスむろとの使用料は、緊急事態における一時的な処置

であるため、当初の1か月間は無償とする。ただし、期間中乙が使用した電気、水道及びガスの料金については原則として乙の負担とする。また、期間を延長し引き続き使用する場合は使用料については、甲、乙双方が協議して決定する。

なお、乙は使用が終了したときは、その負担において汚損箇所の修理等をするとともに、使用箇所を原状に復する責務を負う。

(管理責任)

第7条 甲は、乙がニューサンパレスむろとを使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における室戸署警備本部の開設等)

第8条 乙は甲の管理に係るニューサンパレスむろと施設1階南正面玄関の鍵1個を保管し、緊急事態発生時には甲が不在の場合でも、指定箇所に室戸署警備本部を開設出来るものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第9条 甲が乙に対し、本協定2条に定める箇所の使用を承諾出来ない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用箇所の変更又は本協定の解約等について定めるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合にはその都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印の上各1通をそれぞれが保有するものとする。

平成 23 年 10 月 21 日

甲 室戸市領家字弘山235番地1
滞在型健康施設ニューサンパレスむろと管理責任者
内田脳神経外科理事長

乙 室戸市室戸岬町5523番地1
室戸警察署長

別添

年 月 日

内田脳神経外科理事長 殿

申請者
室戸警察署
氏 名 印

滞在型健康施設ニューサンパレスむろと使用許可申請書

下記により、滞在型健康施設ニューサンパレスむろとを使用したいので、「大規模災害時における高知県室戸警察署災害警備本部用施設としての滞在型健康施設ニューサンパレスむろと施設使用に関する協定」により申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 使用人員

5 使用責任者

6 その他

ニューサンパレスむろと 1 階



